

佐賀県告示第 174 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 30 年 4 月 6 日から平成 30 年 5 月 7 日まで佐賀県県土整備部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 30 年 4 月 6 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄福富線	杵島郡白石町大字東郷字一本榎 2567 番 3 地先から 杵島郡白石町大字福吉字二本黒木 2070 番 2 地先まで	平成 30 . 4 . 6
県道 肥前白石停 車場線	杵島郡白石町大字福田字郷一本楠 1932 番 5 地先から 杵島郡白石町大字福田字郷二本楠 2010 番 15 地先まで	〃